

最高裁秘書第4390号

令和元年8月30日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和元年8月23日に答申（令和元年度（最情）答申第35号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 平成30年度（最情）諮問第87号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：平成31年2月25日（平成30年度（最情）諮詢第87号）

答申日：令和元年8月23日（令和元年度（最情）答申第35号）

件名：戒告処分を受けた71期司法修習生の数が分かる文書等の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成31年1月18日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書は、第71期司法修習生のうち、裁判所法に基づき罷免等とされた人数や罷免事由別の人�数が分かる文書と解されるが、裁判所において、現状ではこのような文書を作成する必要はないため、対象となる文書を作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮詢について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------------|
| ① 平成31年2月25日 | 諮詢の受理 |
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |

③ 令和元年6月21日 審議

④ 同年7月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、第71期司法修習生のうち裁判所法に基づき罷免等とされた人数や罷免事由別の人数が分かる文書について、裁判所において現状ではこのような文書を作成する必要はないため、本件開示申出文書を作成又は取得していないとのことである。本件開示申出文書については、裁判所が司法修習に関する事務を遂行するに当たって必ず作成されなければならない性質の文書であるともいえないとからすれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人

別紙

- 1 71期司法修習生のうち、戒告処分を受けた人の数が分かる文書
- 2 71期司法修習生のうち、修習の停止処分を受けた人の数が分かる文書
- 3 71期司法修習生のうち、罷免処分を受けた人の数が分かる文書（罷免事由別
の人数が分かる文書を含む。）